

社会福祉法人稲美町社会福祉協議会非常勤役員等の報酬及び謝礼
並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人稲美町社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、非常勤役員等の報酬及び評議員会出席の謝礼並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び謝礼並びに費用弁償)

第2条 非常勤役員等の報酬及び評議員会出席の謝礼については、別表のとおりとする。

2 費用弁償は町外研修の場合の交通費実費相当分とする。

(報酬等の支払方法)

第3条 会長、副会長及びその他の役員報酬の支払いは年に2回とし、12月と翌年3月にまとめて支給する。ただし、評議員会出席の役員及び評議員へは、記念品を支給する。

附 則

1 この規程は、平成29年6月19日から施行する。

2 稲美町社会福祉協議会非常勤役員等の報酬及び費用弁償並びに謝礼に関する規程(平成26年3月28日)は、廃止する。

別表(第2条関係)

区 別	役 職	年・日	金 額 (円)
報酬	会長	年額	250,000
報酬	副会長	年額	50,000
報酬	理事	日額	5,000
報酬	監事	日額	5,000
謝礼	評議員会出席 役員、評議員		記念品